

平成20年7月25日

大町市長 牛越 徹 様

大町市総合計画審議会
会 長 坂 中 正 男

大町市の行政評価のあり方に対する提言について（最終答申）

平成19年10月29日付19企第75号により貴職から諮問を受けた「大町市第4次総合計画の進行管理並びに大町市の行政評価のあり方」については、平成20年1月29日付で、「事務事業の評価による大町市第4次総合計画の進行管理」について中間答申を行ったところですが、今回、この中間答申において審議した事務事業の評価と点検を基に、大町市の行政運営に有効な行政評価システムの構築について審議し、「大町市の行政評価のあり方に対する提言」として取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

なお、行政評価システムの導入に当たっては、「大町市第4次総合計画前期基本計画 長期行財政運営方針」に掲げる「市民に成果が見える運営」、「施策の点検、評価、改善を行う運営」の実現に向けて、市の実施する施策や事務事業を統一的な視点と手段を用いて客観的に評価し、その評価結果に基づく継続的かつ不断の改善を行政運営に反映させることにより、効率的かつ効果的な行政運営と、市民に成果が見える質の高い行政サービスが提供されることを期待します。

大町市第4次総合計画の進行管理並びに大町市の行政評価のあり方

～ 大町市の行政評価のあり方に対する提言(最終答申)

平成20年7月

大町市総合計画審議会

1. はじめに

大町市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、平成18年度において大町市第4次総合計画の策定にあたったが、「大町市附属機関に関する条例（平成13年6月29日条例第26号）」別表に規定する本審議会の所掌事務として、「基本構想に基づく基本計画の策定及び進行管理に関すること。」と定められており、その進行管理についても担うこととされていることから、平成19年10月29日に、「大町市第4次総合計画の進行管理並びに大町市の行政評価のあり方」について市から諮問を受けた。

この諮問は、「事務事業の評価による第4次総合計画の進行管理の実施」と、「今後の大町市の行政評価のあり方に対する提言」に分かれていることから、事務事業の評価による第4次総合計画の進行管理を先行して審議し、その結果を踏まえ、今後の大町市の行政評価のあり方を検討することとした。

「事務事業の評価による第4次総合計画の進行管理の実施」では、市から提示された869事業のうち62事業を抽出して点検と評価を実施したが、市の事務事業を民間委員が外部評価を実施するのは初めての試みであることから試行的に実施したものであるが、委員からは市民サイドに立った多くの提案や意見が出されたので、これを取りまとめ、中間答申として市に答申を行ったところである。

また、同日付で併せて諮問を受けた「大町市の行政評価のあり方に対する提言」については、“大町市第4次総合計画前期基本計画 第7章長期行財政運営方針”の中で、今後も予想される厳しい社会経済情勢の中、良質で充実した市民サービスの提供と、効率的・効果的な行政運営を行うために、「施策の点検、評価、改善を行う運営」及び「市民に成果が見える運営」を掲げている。

「施策の点検、評価、改善を行う運営」は、PDCAサイクルにより、施策や事務事業を評価し、改善を進める運営で、市が実施する施策の展開と評価を定期的に行い、より市民が満足するような施策や行政サービスの改善を続けることとしており、また、「市民に成果が見える運営」では、“何を行ったか”を重視する行政から、“市民生活にどのような成果をもたらしたか”を重視する行政への転換を図り、行政サービスの提供状況やその評価結果を公表し、行政の説明責任を果たすとしている。

現在、多くの自治体が行政評価の取り組みを進めているが、ぼう大な数に上る施策や事務事業を効率的に点検、評価し、その評価結果を行政運営に効果的に結び付けられるようなシステムとして機能させるために、試行錯誤を重ねている状況にある。

このため、本審議会では、施策や事務事業を統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を踏まえて積極的かつスピーディーな改善を行政運営に反映させるため、大町市における行政評価システムとその実施手法について検討を行った。

2. 大町市総合計画審議会 委員構成

会 長	坂中 正男	前委員、経営者協議会
副会長	栗林 士郎	前委員、大北医師会
委 員	小日向 忠	前委員、商工会議所
委 員	松澤 郁子	前委員、社会福祉協議会
委 員	前橋 規子	前委員、女性団体連絡協議会
委 員	横澤 幸子	前委員、教育委員会
委 員	山本 史	前委員、大北地区労働者福祉協議会
委 員	平林 操	公募委員
委 員	前川 浩一	公募委員
委 員	鹿田 敏彦	公募委員
委 員	宮澤 健(～H20.3.31)	連合自治会
委 員	新井 深充	農業委員会
委 員	成澤 勝人	観光協会
委 員	矢口 稔	青年会議所
委 員	岑村 修司	識見を有する者

3. 審議経過

日 時	会 議 等	審 議 事 項 等
平成19年 10月29日	第1回審議会	○委員委嘱 ○正副会長の互選 ○大町市第4次総合計画の進行管理並びに大町市の行政評価のあり方について(諮問) ○審議会の進め方 ○事務事業の抽出について
11月26日	第2回審議会	○事務事業の点検と評価 (19事業)
12月10日	第3回審議会	○事務事業の点検と評価 (19事業)
12月19日	第4回審議会	○事務事業の点検と評価 (24事業)
平成20年 1月23日	第5回審議会	○事務事業の点検と評価、全体整理 ○事務事業の評価による大町市第4次総合計画の進行管理について(中間答申)案の検討 ○大町市の行政評価のあり方について(素々案)の検討
1月29日	中間答申	○事務事業の評価による大町市第4次総合計画の進行管理について (中間答申)

2月22日	第6回審議会	○事務事業の評価による大町市第4次総合計画の進行管理について(中間答申)の報告 ○事務事業の点検・評価結果に対する庁内の検討状況について(17事業)
3月21日	第7回審議会	○事務事業の点検・評価結果に対する庁内の検討状況について(12事業) ○大町市の行政評価のあり方について(素々案)の検討
6月13日	第8回審議会	○大町市の行政評価のあり方について(素案)の検討 ○行政評価票(施策評価・事務事業評価)の検討
7月16日	第9回審議会	○大町市の行政評価のあり方に対する提言について(最終答申)案の検討
7月25日	最終答申	○大町市の行政評価のあり方に対する提言について(最終答申)

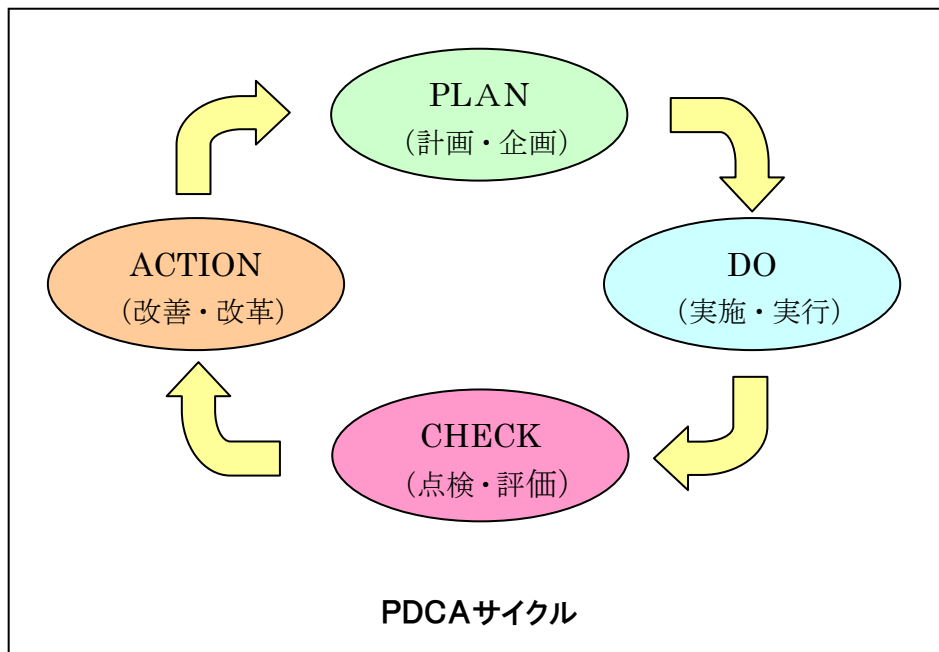
4. 行政評価システムの定義

(1) 行政評価とは

行政評価とは、市の施策の質的向上を図ることを目的に、行政の施策や事務事業（各種市民サービスや公共事業等）を何らかの統一的視点と手段によって客観的に点検と評価を実施し、その評価結果をPDCAサイクルの手法により行政運営に反映させることをいう。また、行政が行っている施策を、“市民にとって効果は何か”、“当初期待したとおりの成果が上がっているか”という視点から客観的に評価と検証を行い、その結果を改善、改革に結びつけることにより、“より効果的、効率的な市政”、“市民にわかりやすい市政”の運営を目指すものであり、行財政改革を推進するための一つ的手段である。

(2) PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、PLAN（計画・企画）、DO（実施・実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善・改革）を継続的に繰り返して行うマネジメント（経営）サイクルの仕組みをいう。



(3) 内部評価とは

市の理事者部課長等で構成する行政内部の組織で行う行政評価をいう。

(4) 外部評価とは

行政内部の組織以外の民間委員で組織する行政委員会等が行う行政評価をいう。

5. 行政評価の目的

(1) 市民への説明責任（アカウンタビリティ）の向上

市の実施する施策、事務事業の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすく公表することにより、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、市民に成果の見える行政運営を目指す。

(2) 効率性の向上

施策、事務事業の目的や目標、その成果を明らかにすることにより、当初設定した目標に対する達成度や費用対効果等の評価が可能となり、実施手法の改善による事業の効率化を図る。

(3) 経費の縮減

不要或いは効果の小さい事業を明確にし、見直すことにより、事務事業の再編整理や合理化、廃止による経費の縮減を図る。

(4) 質の高い行政サービスの提供

施策、事務事業の評価結果を、PDCAサイクルの手法を用いて継続的かつ
不断の改善を行政運営に反映させることにより、時勢に即応した質の高い行政
サービスの維持向上を図る。

(5) 職員の意識改革

行政評価の実施を通じて、事業の目的や達成度、効率性に注目することによ
り職員の意識改革を図る。

6. 行政評価に対する当市の取り組み状況

(1) 平成18年度

大町市行政改革大綱及び集中改革プランの策定にあたり、次の6つの事務事
業について試行的に内部評価を実施した。内訳は、①から⑤の事務事業が869
事業、⑥の補助負担金事業が520事業であった。

- ① 市民サービス事業（市民を対象とする全ての事業）
- ② 市民窓口事業（窓口事務）
- ③ 施設の管理運営事業
- ④ 内部管理事業（施策の立案・進行管理事務、庁内組織を運営するための
事務）
- ⑤ 公共工事（工事施工事務）
- ⑥ 補助負担金事業

(2) 平成19年度

総合計画審議会において、大町市が平成18年度に内部評価を実施した事務
事業（補助負担金事業を除く。）869事業のうち62事業を抽出して試行的に
外部評価を実施し、その点検・評価結果を、平成20年1月29日に中間答申
として市に答申したところである。

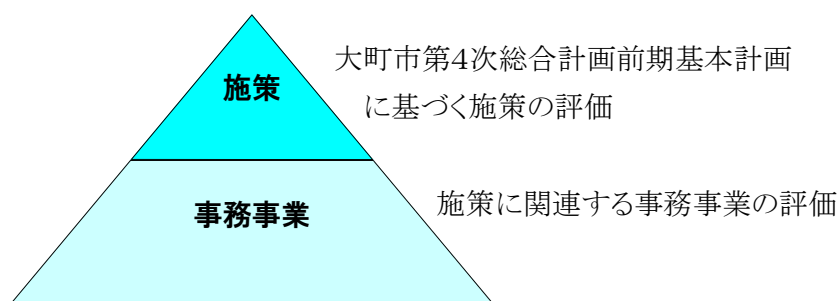
なお、総合計画審議会では62事業の点検と評価を行ったが、62事業の評価
には7時間程度の時間を要しており、1事業あたりに平均すると、7分弱の時
間を評価に要する結果となった。

7. 行政評価に対する当市の取り組みに対する課題の整理

(1) 評価に必要な審議時間

平成18年度における市の事務事業は、市民サービス事業等の事務事業が869事業、補助負担金事業が520事業となっており、合わせると1,389事業に上る事務事業が存在している。これらの事業の全てを点検・評価するには、1事業の評価を7分間として単純に試算しても、162時間程度の審議が必要となる。また、事務事業と併せて施策評価も実施した場合、さらに審議に時間を要することとなり、外部委員会の設置により行政評価をし、一通りの事業を点検・評価するには相当の年数を要するものと思量される。

(2) 事務事業の評価と施策の評価



行政評価とは、市が実施している各種の事務事業及び事務事業が融合・連携した施策について、成果指標等を用いて、市民の視点に立って有効性、必要性を客観的に評価することである。

平成19年度において総合計画審議会が実施した行政評価は、事務事業に対する個別評価であり、大町市第4次総合計画の施策（151施策、うち具体的な施策424施策）に対する総合的な評価とはなっていない。しかしながら、各種の事務事業を個々に点検評価を行うことは、行政評価の原点であり、施策の評価に併せて事務事業の評価も実施していく必要がある。

8. 大町市の行政評価のあり方について

(1) 外部評価導入の必要性

行政評価の目的は、行政が行っている施策を、“市民にとって効果は何か”、“当初期待したとおりの成果が上がっているか”という視点から客観的に評価と検証を行い、その結果を改善・改革に結びつけることにより、“より効果的・効率的な市政”、“市民にわかりやすい市政”の運営を目指すものであり、評価の公平性や透明性を担保するとともに、市民の行政への参加意識を高める観点からも外部評価を導入する必要がある。

(2) 評価方法の統一

評価方法及び評価票については、総合計画審議会で作成し、評価の統一性を図るものとする。(別添「大町市の行政評価について」参照)

(3) 行政評価を担当する審議会等

大町市第4次総合計画前期基本計画の施策目標に基づく施策の評価(151施策)及び事務事業の評価については、総合計画審議会が評価を担当する。しかしながら、施策及び事務事業の評価は膨大な件数に上るものと予想されることから、環境・福祉・農林水産・都市計画・観光に係る分野については、所管する審議会において、当分の間、試行的に評価を実施するものとする。

前述の分野を所管する各審議会は、その分野において高い見識を有する委員で構成されていることから、専門的な見地からの評価を行うことが可能である。

また、総合計画審議会では、市民の視点による公平中立で客観的な評価と、前期基本計画並びに市全体事業との整合を図る観点から、各審議会において審議された評価票及び評価結果を記載した資料の提供を求めるとともに、各審議会が審議された評価結果の内容について、必要に応じて説明を求め、意見を付すことができるものとする。

(4) 評価のチェック

事務事業評価及び施策評価において、各審議会で大きな改善の指摘や、事業の廃止等が評価結果に反映された場合は、総合計画審議会が総合評価と市全体事業の整合を図る視点から、再評価を実施するものとする。

(5) 評価の方法及びスケジュール

事務事業評価及び施策評価の審議は、前述のとおり相当数に上るものと考えられるため、全ての事務事業及び施策の評価を行うことは、現実的には大変困難であることが想定される。

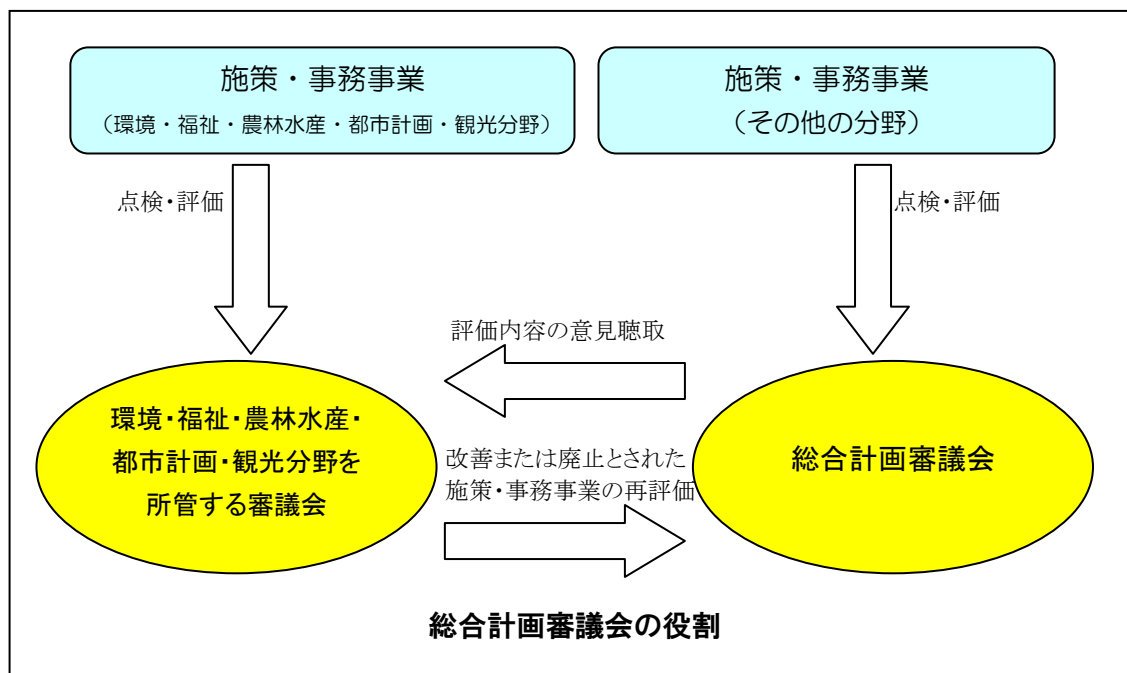
このことから、行政評価の審議は、単年度で全ての評価を行うのではなく、第4次総合計画 前期基本計画の最終年度の前年である平成22年度までに全ての審議を終了し、後期基本計画の策定を行う平成23年度に前期計画の評価を含めた総合評価を実施するものとし、以降のスケジュールについては今回の評価の実施状況を踏まえた上で再度見直しを行うものとする。

また、細部にわたり事務事業の評価を行うことが、却って審議すべき事項の本質を見失うこととなることも想定されることや、平成19年度に総合計画審議会が実施した事務事業評価では、個別の事務事業に対する評価でなく、結果として施策に対する審議となる場合が多く見受けられたことなどを踏まえ、評価は施策評価を中心に実施し、事務事業評価は、施策に関連する事務事業に限

定して実施するものとする。

(6) 評価結果の公表

行政評価についての審議会等における審議経過、評価結果及びその対応については、市ホームページ等により市民に広く公表するものとする。



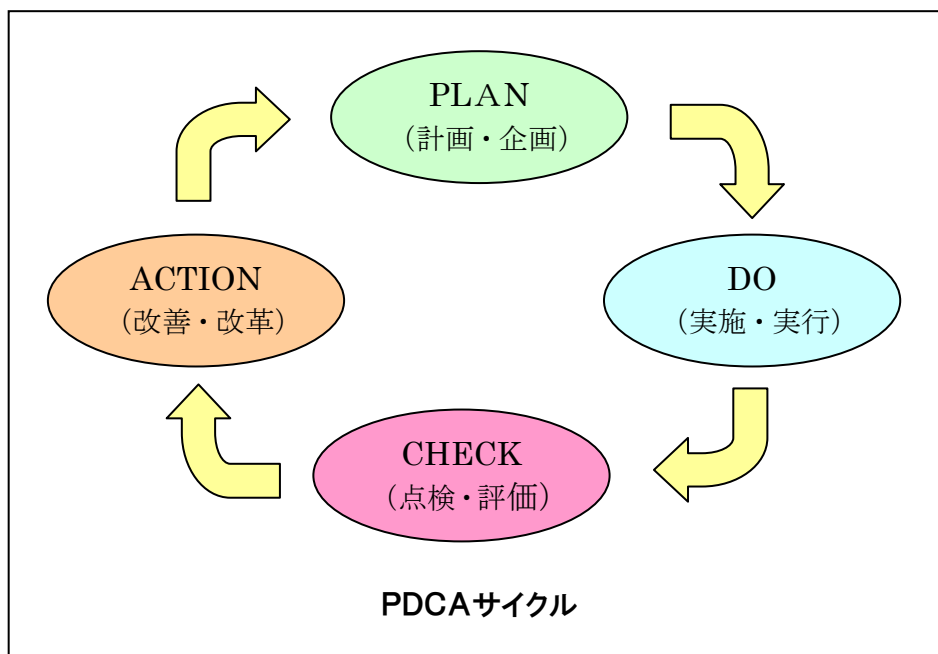
(別添)

大町市の行政評価について

1. 行政評価とは

行政評価とは、市の施策の質的向上を図ることを目的に、行政の施策や事務事業（各種市民サービスや公共事業等）を統一的視点と手段によって客観的に点検と評価を実施し、その評価結果をPDCAサイクルの手法を用いて行政運営に反映させることをいいます。

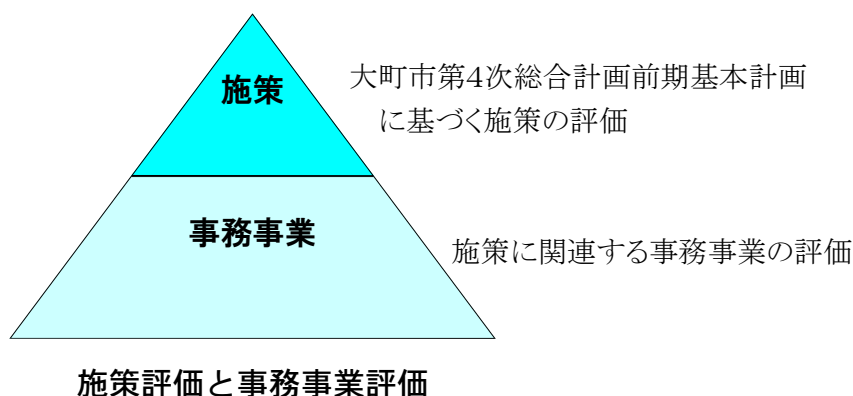
また、行政が行っている施策を、“市民にとって効果は何か”、“当初期待したとおりの成果が上がっているか”という視点から客観的に評価と検証を行い、その結果を改善、改革に結びつけることにより、“より効果的、効率的な市政”、“市民にわかりやすい市政”の運営を目指すもので、行財政改革を推進するための一つの手段です。



行政活動は、一般的に行政の基本的な方針である“政策”と、政策を実現するための“施策”、施策を実現するための個別の事務

事業に分けて捉えることができます。

大町市の行政評価では、大町市第4次総合計画の前期基本計画に定める施策目標を対象として「施策評価」を、この施策目標に関連する事務事業を対象に「事務事業評価」を実施します。



2. 行政評価の目的

(1) 市民への説明責任（アカウンタビリティ）の向上

市の実施する施策、事務事業の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすく公表することによって、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、市民に成果の見える行政運営を目指します。

(2) 効率性の向上

施策、事務事業の目的や目標、その成果を明らかにすることによって、当初設定した目標に対する達成度や費用対効果等の評価が可能となり、実施手法の改善による事業の効率化を図ります。

(3) 経費の縮減

不要あるいは効果の小さい事業を明確にして、これを見直すことによって、事務事業の再編整理や合理化、廃止による経費の縮減を図ります。

(4) 質の高い行政サービスの提供

施策、事務事業の評価結果を、P D C Aサイクルの手法を用いて継続的かつ不断の改善を行政運営に反映させることによって、時勢に即応した質の高い行政サービスの維持向上を図ります。

(5) 職員の意識改革

行政評価の実施を通じて、事業の目的や達成度、効率性に注目することにより職員の意識改革を図ります。

3. 行政評価の実施方法

(1) 施策及び事務事業の体系化

大町市第4次総合計画の前期基本計画に定める施策に関連する事務事業を抽出して体系化します。

(2) 評価対象事業

上記によって体系化された施策及び事務事業を対象とし、事務事業については内容に応じてさらに2つに分類します。

事業分類		説明
①	ソフト事業	建設・整備事業を除く事務事業で、経常的な事務事業(法により実施が義務付けられた事業や定型的な業務)を含む
②	ハード事業	施設の建設事業や、道路・公園などの整備事業

(3) 内部評価

施策評価票及び事務事業評価票（別紙様式）を用いて、施策や事務事業ごとに評価票を作成し、内部評価（市評価）を実施します。なお、事務事業評価票における評価項目、評価の視点と、評価項目ごとの評価に基づく総合評価の説明は以下のとおりです。

【評価項目及び評価の視点】

評価項目	評価の視点
必要性	公的関与を行うことの妥当性、事業実施によってもたらされる成果の必要性
有効性	施策が目指す目標に到達する手段としての事務事業実施による効果の妥当性
達成度	事業の成果や事業実績の目標に対する達成度
効率性	実施手法やコスト、実施主体の妥当性

※5を最高点とする1～5までの5段階評価とします。

【総合評価】

評価	評価の説明
A	事業を拡充または計画通りに進めることが適当
B	事業の実施手法の改善の検討
C	事業の内容や事業量、実施主体の見直しの検討
D	事業の抜本的な見直しや休止・廃止の検討

※A～Dまでの4段階評価とします。

(4) 外部評価

行政評価の公平性や透明性を確保するとともに、市民サイドに立った客観的な評価を改善・改革に結びつけることによって、市民に成果が見える質の高い行政サービスの提供と、効率的かつ効果的な行財政運営を図るために外部評価を実施します。

外部評価は、大町市第4次総合計画の進行管理を担当する「大町市総合計画審議会」が実施しますが、ぼう大な件数にのぼる評価を総合計画審議会が単独で審議することは困難であることから、環境・福祉・農林水産・都市計画・観光に関する分野については、この分野を所管する審議会等が試行的に外部評価を実施します。

また、総合計画審議会は、各審議会が審議した評価内容の意見聴取と、総合評価においてCまたはD評価となった施策及び事務事業の再評価を行います。

なお、施策評価票及び事務事業評価票における総合評価の説明は内部評価と同様です。

(5) 実施スケジュール

ぼう大な件数にのぼる行政評価の審議を単年度で全て行うことは困難であるため、大町市第4次総合計画前期基本計画の計画期間の前年である平成22年度までに全ての施策及び事務事業の評価を終了します。

4. 評価の公表

行政評価に関する審議経過、評価内容などについては市ホームページなどにより、市民に広く公表します。

施策評価票（様式）

施策評価票（案）

総合計画に基づく体系	目指すまちのテーマ		
	施策目標		
	施策名称		

I 施策実現に向けた具体的施策とその内容

重点施策	具体的な施策	施策の内容
1		①
		②
		③
2		①
		②
		③

II 具体的施策の推進状況

1		
①		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
②		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
③		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
2		
①		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
②		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
③		
	取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）

施策評価票（様式）

Ⅲ 数値目標に対する達成状況（第4次総合計画前期基本計画の数値目標）

項目	H18実績	H23目標	H19実績	単位	審議会等（外部評価）の評価・意見

Ⅳ 具体的施策の方向性

具体的な施策		審議会等（外部評価）の評価・意見	総合評価
1	①		
	②		
	③		
2	①		
	②		
	③		

施策評価票（説明）

施策評価票（案）

総合計画に基づく体系	目指すまちのテーマ		
	施策目標		
	施策名称		

大町市第4次総合計画 前期基本計画に掲げる施策を示しています。

I 施策実現に向けた具体的施策とその内容

重点施策	具体的な施策	施策の内容
1		①
		②
		③
2		①
		②
		③

大町市第4次総合計画 前期基本計画に掲げる具体的な施策と内容を示しています。

II 具体的な施策の推進状況

具体的な施策の取組状況と課題を示しています。

1		
①	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）
②	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）
③	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）
2		
①	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）
②	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）
③	取組みの状況	課題（取組みが遅れている理由）

施策評価票（説明）

Ⅲ 数値目標に対する達成状況（第4次総合計画前期基本計画の数値目標）

項目	H18実績	H23目標	H19実績	単位	審議会等（外部評価）の評価・意見
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 大町市第4次総合計画 前期基本計画に掲げる数値目標と実績を示しています。 </div>					

Ⅳ 具体的施策の方向性

	具体的な施策	審議会等（外部評価）の評価・意見	総合評価
1	①	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 審議会などの外部委員による総合評価をA～Dの4段階で評価しています。 A…事業の拡充または計画通りに進めることが適当 B…事業の実施手法の改善の検討 C…事業の内容や事業量、実施主体の見直しの検討 D…事業の抜本的な見直しや休止・廃止の検討 </div>	
	②		
	③		
2	①		
	②		
	③		

施策評価票（記入例）

施策評価票（案）

総合計画に 基づく体系	目指すまちのテーマ	1	市民に、より身近な市政のまち
	施策目標	7	移り住む人をやさしく受け入れるまち
	施策名称	1	大町市へ移住したいと思われるようなまちづくりの推進

I 施策実現に向けた具体的施策とその内容

重点 施策	具体的な施策	施策の内容
◎	1 移住のための情報提供の 充実	①空き家等の情報の収集と提供 ②ホームページ等を通じた情報発信の充実
◎	2 Iターン、Uターン、田舎暮らし 希望者等の受け入れ態勢の 整備	①移住者を受け入れる地域の理解の推進 ②空き家、市営住宅、地域振興住宅等の確保 ③Iターン、Uターン支援のための助成措置の検討 ④農業、林業、商業等における多様な就業機会の確保 ⑤新規就農、定年帰農希望者への情報提供と支援
	3 体験機会の提供	①滞在型市民農園等を活用した中長期滞在による体験機会の提供 ②大町市の魅力が体験できる体験イベントツアーの開催 ③田舎の暮らし方見学会や田舎暮らし体験ツアーの実施

II 具体的施策の推進状況

1 移住のための情報提供の充実

①空き家等の情報の収集と提供

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
平成19年度：市内空き家調査の実施 空き家数 289戸 所有者が判明した空き家について、アンケート調査を 実施中 平成20年度：企画財政課と両支所を窓口とし、田舎暮らし希望者 に空き家情報の提供を実施予定	ほぼ計画通りの進捗状況

②ホームページ等を通じた情報発信の充実

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
平成19年度：情報発信のためのホームページの立ち上げ(加入) ・楽園信州協議会(長野県)ホームページ ・交流居住のススメ(総務省)ホームページ ・JOIN(居住・交流推進機構)ホームページ 平成20年度：各ホームページへの情報提供を予定	ほぼ計画通りの進捗状況

2 Iターン、Uターン、田舎暮らし希望者等の受け入れ態勢の整備

①移住者を受け入れる地域の理解の推進

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
今後の検討課題	空き家の確保ができた時点で、地域との話し合い等を持ちたい。

②空き家、市営住宅、地域振興住宅等の確保

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
平成19年度：市内空き家調査の実施 空き家数 280戸 所有者が判明した空き家について、アンケート調査を実施中	ほぼ計画通りの進捗状況

③Iターン、Uターン支援のための助成措置の検討

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
今後の検討課題	助成措置の必要性の確認が必要

④農業、林業、商業等における多様な就業機会の確保

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
今後の検討課題	当市への田舎暮らし希望者の就業意向等結果により、必要性を判断したい。

施策評価票（記入例）

⑤新規就農、定年帰農希望者への情報提供と支援

取り組み状況	課題（取り組みが遅れている理由）
今後の検討課題	当市への田舎暮らし希望者の就業意向等結果により、必要性を判断したい。

3 体験機会の提供

①滞在型市民農園等を活用した中長期滞在による体験機会の提供

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
美麻市民農園で実施している。今後、空き家を活用した中長期滞在による体験機会の提供を検討する。	ほぼ計画通りの進捗状況

②大町市の魅力が体験できる体験イベントツアーの開催

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
平成20年度は、農林業体験会と田舎暮らし体験会を開催予定	ほぼ計画通りの進捗状況

③田舎の暮らし方見学会や田舎暮らし体験ツアーの実施

取り組みの状況	課題（取り組みが遅れている理由）
平成20年度は、農林業体験会と田舎暮らし体験会を開催予定	ほぼ計画通りの進捗状況

Ⅲ 数値目標に対する達成状況（第4次総合計画前期基本計画の数値目標）

項目	H18実績	H23目標	H19実績	単位	審議会等（外部評価）の評価・意見
Iターン、Uターン受け入れ総数	-	30	0	世帯	
ホームページへの移住関係情報提供件数	3	50	10	件	
効果のあがる移住が推進されていると思う市民の割合	-	50	不明	%	

Ⅳ 具体的施策の方向性

	具体的な施策	審議会等（外部評価）の評価・意見	総合評価
1 移住のための情報提供の充実	①空き家等の情報の収集と提供		
	②ホームページ等を通じた情報発信の充実		
2 Iターン、Uターン、田舎暮らし希望者等の受け入れ態勢の整備	①移住者を受け入れる地域の理解の推進		
	②空き家、市営住宅、地域振興住宅等の確保		
	③Iターン、Uターン支援のための助成措置の検討		
	④農業、林業、商業等における多様な就業機会の確保		
	⑤新規就農、定年帰農希望者への情報提供と支援		
3 体験機会の提供	①滞在型市民農園等を活用した中長期滞在による体験機会の提供		
	②大町市の魅力が体験できる体験イベントツアーの開催		
	③田舎の暮らし方見学会や田舎暮らし体験ツアーの実施		

事務事業評価票（様式 1-1）

事務事業評価票（案）

①ソフト事業

事務事業名				事務事業コード						
まちのテーマ			会計							
施策目標			款							
施策名称			項							
具体的な施策			目							
施策の内容			事業							
前期計画掲載頁		頁	個別計画				頁			
担当部課等				電話（内線）						
事業期間		平成	年	～	平成	年	根拠法令・要綱等			
事業の目的	対象（誰を・何を）			目的・意図（どういう状態にしたいのか）						
事業の内容										
項目	実績		見込	単位	事業の実績	18年度	19年度	年度目標	単位	
	18年度	19年度	20年度							
総事業費		0	0	0	千円	①				
事業費					千円	②				
財源内訳	国県支出金				千円	事業の成果	18年度	19年度	年度目標	単位
	起債				千円					
	その他財源				千円					
	一般財源		0	0	0					
人件費		0	0	0	千円				目標達成率	
内訳	正規職員				人				#DIV/0!	%
	嘱託職員				人	事業開始時からの情勢の変化及び改善の取り組み等				
	臨時職員				人					
	職員合計		0.0	0.0	0.0	人				
コスト	単位当たり		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	円				
	市民一人当たり		0	0	0	円				
内部評価	担当部課等の評価・意見							総合評価		
	必要性									
	有効性									
	達成度									
	効率性									
外部評価	審議会等の評価・意見							総合評価		

事務事業評価票（様式 1-2）

事務事業評価票（案）

②ハード事業

事務事業名						事務事業コード			
まちのテーマ				会計					
施策目標				款					
施策名称				項					
具体的な施策				目					
施策の内容				事業					
前期計画掲載頁		頁	個別計画					頁	
担当部課等						電話（内線）			
事業期間	平成		年	～	平成		年		
整備の内容									
整備の目的				現在までの整備状況					
				H19整備内容					
				H20整備予定					
進捗状況									
総事業費				千円	H20決算見込額			千円	
内部評価	担当部課等の評価・意見						総合評価		
	必要性								
	有効性								
	達成度								
効率性									
外部評価	審議会等の評価・意見						総合評価		

事務事業評価票（説明 1-1）

事務事業評価票（案）

①ソフト事業

事務事業名					事務事業コード					
まちのテーマ				会計						
施策目標				款	この事業が、総合計画以外の個別の計画やプランに基づく場合の名称を記載しています。					
施策名称				項						
具体的な施策				目						
施策の内容				事業						
前期計画掲載頁			頁	個別計画					頁	
担当部課等					電話（内線）					
事業期間		平成	年	～	平成	年	根拠法令・要綱等			
事業の目的	対象（誰を・何を）					目的・意図（どういう状態にしたいのか）				
	この事業によって「誰・何」を対象に、どういう状態にしたいのか（目的・意図）を示しています。									
事業の内容	この事業の前年度に実施した内容について説明しています。									
項目	実績		見込	単位	事業の実績	18年度	19年度	年度目標	単位	
	18年度	19年度	20年度		①					
総事業費	0	0	0	千円	②				この事業によってもたらされた結果【アウトプット】を数値を用いて示しています。	
事業費				千円						
財源内訳	国県支出金				千円					
	起債				千円	事業の成果	18年度	19年度	年度目標	単位
	その他財源				千円					
	一般財源	0	0	0	千円				この事業が目的を達成するために効果的かどうかを見るための成果【アウトカム】と、目標達成率を数値を用いて示しています。	
内訳	人件費	0	0	0	千円				目標達成率 #DIV/0! %	
	正規職員				人				事業開始時からの情勢の変化及び改善の取り組み等	
	嘱託職員				人					
	臨時職員				人					
職員合計	0.0	0.0	0.0	人					前年度以前から継続して実施している事業で、改善や見直しを行った場合、その内容を示しています。	
コスト	単位当たり			!	円					
	市民一人当たり			0	円					
担当部課等の評価・意見										総合評価
内部評価	必要性									
	有効性									
	達成度									
	効率性									
前年度に実施した事業について、市としての各評価項目に対する評価を、5を最高点とする1～5までの5段階で評価しています。										総合評価
審議会等の評価・意見										総合評価
前年度に実施した事業について、市としての各評価項目に対する評価を、5を最高点とする1～5までの5段階で評価しています。										
審議会などの外部委員による総合評価です。評価の基準は上記の内部評価と同様です。										

事務事業評価票（案）

②ハード事業

事務事業名		事務事業コード	
まちのテーマ		会計	
施策目標	この事業の大町市第4次総合計画 前期基本計画での位置付けを示しています。	款	この事業が、総合計画以外の個別の計画やプランに基づく場合の名称を記載しています。
施策名称		項目	
具体的な施策		事業	
施策の内容			
前期計画掲載頁	頁	個別計画	頁
担当部課等			電話（内線）
事業期間	平成	年	～ 平成
			年
整備の内容	整備箇所、規模、構造などの具体的な整備内容を示しています。		
整備の目的	誰を対象に、何のために整備するのかについて示しています。	現在までの整備状況	
		H19整備内容	
		H20整備予定	
進捗状況	全体計画、または単年度事業の場合は当該年度の計画に対する現在の進捗状況を示しています。		
総事業費	千円	H20決算見込額	千円
内部評価	担当部課等の評価・意見		総合評価
	必要性	市としての総合評価をA～Dの4段階で評価しています。 A…事業を拡充または計画通りに進めることが適当 B…事業の実施手法の改善の検討 C…事業の内容や事業量、実施主体の見直しの検討 D…事業の抜本的な見直しや休止・廃止の検討	
	有効性		
	達成度		
	効率性		
審議会等の評価・意見		総合評価	
外部評価	市としての各評価項目に対する評価を、5を最高点とする1～5までの5段階で評価しています。	審議会などの外部委員による総合評価です。評価の基準は上記の内部評価と同様です。	

事務事業評価票（記入例 1-1[1]）

事務事業評価票（案）

①ソフト事業

事務事業名		空き家対策事業				事務事業コード					
まちのテーマ		市民に、より身近な市政のまち				会計					
施策目標		移り住む人をやさしく受け入れるまち				款					
施策名称		大町市へ移住したいと思われるようなまちづくりの推進				項					
具体的な施策		◎移住のための情報提供の充実				目					
施策の内容						事業					
前期計画掲載頁		48	頁	個別計画	無し			頁			
担当部課等		総務部 企画財政課				電話（内線）		521			
事業期間		平成 19 年 ~ 平成 年		根拠法令・要綱等		(仮称) 大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱					
事業の目的	対象（誰を・何を）				目的・意図（どういう状態にしたいのか）						
	大町市内に定住または移住を希望する大都市圏及び県外居住者				少子高齢社会の進展による本市の人口減少に対応するため、大町市内の空き家の有効活用を通して、都市住民の市内への定住を促進し、地域の活性化を図る。						
事業の内容	市内の空き家の賃貸及び売却を希望する所有者等から物件の情報提供を求め、「空き家バンク」としてデータベース化し、登録した情報を移住希望者に提供する。 情報提供は、市ホームページのほかにも総務省の「交流居住のススメ」、「移住交流推進機構（J O I N）」、県観光部の「楽園信州」等のホームページも活用することにより、より多くの人の目に触れる機会が得られるような情報発信に努める。										
項目	実績		見込	単位	事業の実績	18年度	19年度	年度目標	単位		
	18年度	19年度	20年度			18年度	19年度	21年度目標			
総事業費	0	734	734	千円	① 空き家把握調査		280	—	戸		
事業費		0	0	千円	② 所有者意向調査		150	—	人		
財源内訳	国県支出金			千円	事業の成果	18年度	19年度	21年度目標	単位		
	起債			千円		市内への定住・移住者数		0		30	世帯
	その他財源			千円							
一般財源	0	0	0	千円							
人件費	0	734	734	千円							
内訳	正規職員		0.1	0.1	人	目標達成率					
	嘱託職員				人	0.0 %					
	臨時職員				人	事業開始時からの情勢の変化及び改善の取り組み等					
	職員合計	0.0	0.1	0.1	人	他市における同様の取組では単なる情報提供に止まるものが大半を占めている。 このため、契約時や契約後のトラブルを未然に防ぐためにも、市と専門業者との間で協定に締結し、当事者で契約を行う「直接契約」と、専門業者が仲介を行う「間接契約」を空き家所有者が選択可能な制度としたい。					
コスト	定住・移住者数		0	5	世帯						
	単位当たり	#DIV/0!	#DIV/0!	146,740	円						
	市民一人当たり	0	23	23	円						
内部評価	担当部課等の評価・意見								総合評価		
	必要性	5	空き家の有効活用を通じて、総合計画の人口推計の試算による人口の減少傾向に歯止めを掛けるための人口増加対策、定住対策として有効な事業である。 「ふるさと納税制度」や、「田舎暮らし体験事業」との密接な連携により、事業の有効性と達成度をさらに高める必要がある。						B		
	有効性	4									
	達成度	3									
	効率性	4									
審議会等の評価・意見								総合評価			
外部評価											

事務事業評価票（記入例 1-1[2]）

事務事業評価票（案）

①ソフト事業

事務事業名	きらり輝く協働のまちづくり事業				事務事業コード					
まちのテーマ	市民に、より身近な市政のまち			会計	一般会計			01		
施策目標	市民とともにつくるまちづくりの推進			款	総務費			02		
施策名称	市民によるまちづくり活動の推進			項	総務管理費			01		
具体的な施策	◎まちづくり活動団体の支援・育成			目	まちづくり推進費			06		
施策の内容	「きらり輝く協働のまちづくり事業補助金」の創設			事業	きらり輝く協働のまちづくり事業			102165		
前期計画掲載頁	40	頁	個別計画	無し			頁			
担当部課等	総務部 企画財政課				電話（内線）	521				
事業期間	平成 19 年 ~ 平成 年		根拠法令・要綱等	大町市きらり輝く協働のまちづくり事業補助金交付要綱						
事業の目的	対象（誰を・何を）			目的・意図（どういう状態にしたいのか）						
	市民を主たる構成員とする団体等			花づくり活動、伝統文化の継承活動、地域づくり活動の活動経費に対して助成金を交付し、市民の自主的なまちづくり活動を財政面から支援することで、やる気と熱意ある市民活動を助長し、協働のまちづくりを推進を図る。						
事業の内容	対象事業	上限額	期間							
	花づくり	20万円	10年間							
	伝統文化継承	30万円	1年間							
	地域づくり	150万円	3年間							
	〔助成率〕 85%~100%									
項目	実績		見込	単位	事業の実績		18年度	19年度	年度目標	単位
	18年度	19年度	20年度		① 申請団体数		20	—	団体	
総事業費	0	17,864	17,935	千円	② 助成件数		14	—	件	
事業費		14,929	15,000	千円	事業の成果	18年度	19年度	21年度目標	単位	
財源内訳	国県支出金			千円		まちづくり活動参加者数		3,192		3,500
	起債			千円			目標達成率	91.2 %		
	その他財源			千円						
	一般財源	0	14,929	15,000	千円					
内訳	人件費	0	2,935	2,935	千円					
	正規職員		0.4	0.4	人					
	嘱託職員				人					
	臨時職員				人					
	職員合計	0.0	0.4	0.4	人					
コスト	活動参加者数		3,192	3,500	人					
	単位当たり	#DIV/0!	5,596	5,124	円					
	市民一人当たり	0	565	568	円					
内部評価	担当部課等の評価・意見								総合評価	
	必要性	4	本事業をひとつの契機として市民のまちづくり活動の輪が広がり、申請団体数も年々増加しており市民からも好評である。採択されなかった団体に対する支援、事業内容に応じた補助期間の設定等の検討が必要である。						A	
	有効性	5								
	達成度	4								
効率性	4									
外部評価	審議会等の評価・意見								総合評価	

事務事業評価票（記入例 1-2）

事務事業評価票（案）

②ハード事業

事務事業名	第一中学校全面改築事業					事務事業コード	
まちのテーマ	人を育むまち	会計	一般会計		01		
施策目標	学校教育の充実	款	教育費		10		
施策名称	教育環境の整備	項	中学校費		03		
具体的な施策	施設の充実	目	中学校建設費		03		
施策の内容	第一中学校の全面改築			事業	第一中学校全面改築事業		
前期計画掲載頁	116	頁	個別計画				頁
担当部課等	教育委員会 学校教育課			電話（内線）	612		
事業期間	平成	14	年	～	平成	18	年
整備の内容	<p>第一中学校施設について3カ年計画で全面改築工事を実施する。</p> <p>普通教室棟建設(3F):2,800㎡、管理・特別教室棟建設(2F):3,500㎡、 体育館棟建設(柔剣道場含):2,100㎡、給食棟建設(ランチルーム含):700㎡、 グラウンド・外構整備:10,000㎡、既存建物の解体:6,800㎡ ※工事期間中の生徒の学習環境の確保と全体事業を効率的に進めるためにグラウンドへ新校舎を建設する</p>						
整備の目的	現在までの整備状況		普通教室棟及び管理・特別教室棟建設 (H16.7着工、H17.10完了)				
	H17整備内容		体育館棟建設 (H17.2着工、H18.3完了) 給食棟建設 (H17.7着工、H18.1完了)				
	H18整備予定		旧校舎解体 (H18.5発注済) グラウンド・外構整備 (H18.7発注予定)				
進捗状況	H14 耐力度調査実施、基本設計 H15 実施設計 H16 普通教室棟及び管理・特別教室棟建設 H17 体育館棟及び給食棟建設 ※教室棟はH17.11から、給食棟はH18.1から、体育館棟はH18.3から使用開始						
総事業費	2,500,000		千円	H18決算見込額	240,800		千円
内部評価	担当部課等の評価・意見						総合評価
	必要性	5	阪神淡路大震災以降、施設の耐震化が強く求められているが、耐力度調査結果が基準を下回ったことや施設の全体の老朽化が著しいことから必要性の高い事業である。建築工事は、4工区に分割しそれぞれ分離発注をすることで地元企業の受注機会を確保するとともに、専任の1級建築士を配置し、適正な現場監理・監督に努めている。これまでのところ当初計画に従い順調に工事が進められている。				A
	有効性	5					
	達成度	4					
効率性	4						
外部評価	審議会等の評価・意見						総合評価